

## 新城市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
16年度	—	—	—	—	—	—

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	678	1,220,709	367,144	555,836	2,143,689	3,162

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は、合併後の新城市当初予算に計上された額（平成17年10月1日以降のもの）です。なお、人件費を事業費で支弁している職員分は除いてあります。

#### (3) 特記事項

新城市は、平成17年10月1日に合併（旧新城市、旧鳳来町、旧作手村が対等合併）しているため、合併日より前の時点におけるデータはありません。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

##### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新城市	歳 43.05	円 326,528	円 447,754
			円 400,891
国	歳 40.03	円 329,728	円 382,092
類似 団体	歳 42.06	円 339,468	円 397,197
			円 371,541

\*新城市の数値は、平成17年10月1日現在のものです。

##### ② 技能労務職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
新城市	歳 52.00	円 245,541	円 293,075
			円 285,231
国	歳 48.01	円 285,008	円 316,350
類似団体	歳 46.07	円 304,378	円 336,488
			円 323,391

\*新城市の数値は、平成17年10月1日現在のものです。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

## (2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		新 城 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	171,100 円	190,200 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	143,300 円	154,300 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	164,700 円	－ 円	－ 円
	中学卒	145,500 円	157,500 円	－ 円	－ 円

\*新城市の数値は、平成17年10月1日現在のものです。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年10月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	255,400 円	308,600 円	348,600 円
	高校卒	229,000 円	260,900 円	308,600 円
技能労務職	高校卒	209,400 円	234,500 円	268,200 円
	中学卒	204,200 円	229,700 円	263,700 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年10月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長の職務	14 人	3.9 %
8 級	副部長、課長の職務	48 人	13.5 %
7 級	副課長、保育園長の職務	33 人	9.3 %
6 級	係長、主査、主査保育士の職務	76 人	21.4 %
5 級	主任、主任保育士の職務	23 人	6.5 %
4 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	54 人	15.2 %
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	63 人	17.8 %
2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	36 人	10.1 %
1 級	定型的な業務を行う職務	8 人	2.3 %

(注) 1 新城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

新 城 市		国	
1人当たり平均支給額(16年度)			
－ 千円			
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
－ 月分	－ 月分	3.0 月分	1.4 月分
(－) 月分	(－) 月分	( 1.6 ) 月分	( 0.7 ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

新 城 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円			

\*新城市の数値は、平成17年10月1日現在のものです。

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 調整手当（平成17年10月1日現在）

支給実績(16年度決算)		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	678 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（平成17年10月1日現在）

支給実績(16年度決算)		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		－ %	
手当の種類(手当数)		22種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
賦課調査手当	市税の課税資料に関する現場調査に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 200円
滞納整理手当	滞納処分による臨宅差押、差押物件の引上げ、公売処分に従事したとき	左記の業務に従事した職員	1件 1,000円
	滞納整理のため臨宅徴収業務に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 400円
福祉事務所現業員手当	生活保護等の現業業務に従事したとき	左記の業務に従事した福祉事務所の査察指導員及び現業員	日額 300円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の収容作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	1件 3,000円
防疫等作業手当	感染症発生現場で事故処理又は消毒作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 290円
遺棄物処理手当	道路上等で、遺棄された犬、ねこ等の動物の死体、危険物等の収集処理作業に従事したとき	左記の業務に従事した一般事務職員	1件 300円
収集処理手当	し尿の収集処理作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 700円
	ごみの収集処理作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 600円
炉内作業手当	炉内・ピット内で清掃業務に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 1,000円
斎場手当	斎場における火葬作業又は霊柩車輸送作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 1,700円
用地交渉手当	正規の勤務時間以外に、臨宅用地買収交渉業務に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 650円
道路上作業手当	車両通行下における道路上で、道路等施設の保守作業に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 300円
坑内業務手当	坑内で指導監督等に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 450円
有害薬品取扱手当	有害薬品の取扱業務に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 250円
施設維持待機手当	正規の勤務時間以外に漏水等に対処するため、待機をしたとき	左記の業務に従事した職員	1回 800円

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
診療手当	診療行為に従事したとき	市民病院の医師及び歯科医師	市民病院の診療収入の5%の範囲内で市長の定める額
	診療行為に従事したとき	作手診療所の医師	作手診療所の診療収入の5%の範囲内で市長の定める額
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線等を人体に照射する作業に従事したとき	左記の業務に従事した診療放射線技師又は診療エックス線技師	日額 230円
病理検査手当	感染症に感染又は感染のおそれのある検体の病理検査に従事したとき	左記の業務に従事した臨床検査技師又は衛生検査技師	日額 230円
夜間看護等手当	深夜に市民病院に勤務し、看護に従事したとき(深夜の全部)	左記の業務に従事した市民病院の医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 6,800円
	深夜に市民病院に勤務し、看護に従事したとき(4時間以上)	左記の業務に従事した市民病院の医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 3,300円
	深夜に市民病院に勤務し、看護に従事したとき(2時間以上4時間未満)	左記の業務に従事した市民病院の医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 2,900円
	深夜に市民病院に勤務し、看護に従事したとき(2時間未満)	左記の業務に従事した市民病院の医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 2,000円
	正規の勤務時間以外に救急医療業務に従事したとき	左記の業務に従事した市民病院及び作手診療所の医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 1,240円
医療待機手当	正規の勤務時間以外に救急医療業務に従事するため、待機をしたとき	左記の業務に従事した市民病院の医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 1,400円
	正規の勤務時間以外に医療業務に従事するため、作手診療所の転送電話を所持して待機をしたとき	左記の業務に従事した作手診療所の医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員	1回 2,100円
夜間消防業務手当	深夜に消防署に勤務したとき	左記の業務に従事した消防職員	日額 730円
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生若しくは発生のおそれのある現場で巡回監視等に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 480円
	異常な自然現象により重大な災害が発生若しくは発生のおそれのある現場で応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	左記の業務に従事した職員	日額 730円
年末年始業務手当	年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)に勤務したとき	左記の業務に従事した職員	1時間 500円

(5) 時間外勤務手当(平成17年10月1日現在)

支給実績(16年度決算)	－ 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	－ 千円

(6) その他の手当(平成17年10月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,500円 ・配偶者を除く扶養親族 2人まで 1人 6,000円 3人から 1人 5,000円 16歳から22歳までの者 1人 5,000円加算	同じ	－	－ 千円	－ 円
住居手当	・持家(新築・購入から5年間のみ) 2,500円 ・借家(家賃12,000円を超える場合のみ) 限度額 27,000円	同じ	－	－ 千円	－ 円
通勤手当	・交通機関利用 6か月定期券等による運賃相当額 ・交通用具利用(片道2km以上のみ) 最高 24,500円	異なる	距離区分及び手当額の相違	－ 千円	－ 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	925,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,089,000 円/ 261,000 円
	助 役	775,000 円	895,000 円/ 562,000 円
	収 入 役	- 円	810,000 円/ 539,700 円
報酬	議 長	489,000 円	545,000 円/ 310,700 円
	副 議 長	409,000 円	474,000 円/ 257,700 円
	議 員	372,000 円	450,000 円/ 210,000 円
期末手当	市 長 助 役 収 入 役	(16年度支給割合) - 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(16年度支給割合) - 月分	
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)
	助 役	給料月額×在職月×35/100	任期毎
	収 入 役	給料月額×在職月×25/100 -	任期毎 -

\*新城市の数値は、平成17年10月1日現在のものです。

## 6 職員数の状況

### 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	県への派遣研修中止、事務の合理化
	総 務	128	126	△ 2	
	税 務	30	30	0	
	労 働	1	1	0	
	農 林 水 産	40	40	0	
	商 工	16	15	△ 1	
	土 木	49	47	△ 2	
	民 生	178	177	△ 1	
衛 生	52	52	0		
小 計		502	496	△ 6	
特 別 行 政 部 門	教 育	96	93	△ 3	事務の合理化及び退職者不補充
	消 防	118	119	1	広域消防体制の充実
	小 計	214	212	△ 2	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	327	323	△ 4	看護職員の退職者不補充
	水 道	22	21	△ 1	事務の合理化
	下 水 道	12	12	0	
	そ の 他	36	36	0	
	小 計	397	392	△ 5	
合 計		1,113 [ - ]	1,100 [ - ]	△ 13 [ - ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（合併前の旧団体の合計値）です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。